

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構 情報セキュリティ関連文書について

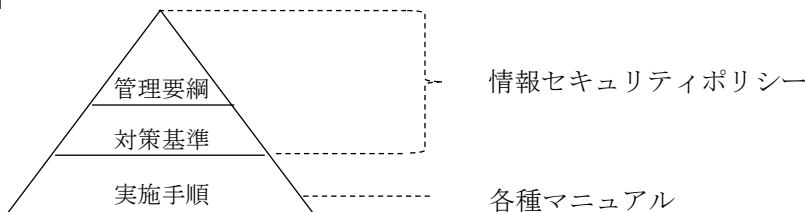
### 1. 情報セキュリティ関連文書の概要

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、法人が実施する情報セキュリティ対策について、次のように定める。

情報セキュリティ管理要綱（以下「管理要綱」という。）では、情報セキュリティ対策における基本的な考え方を示し、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）では、組織体制及びセキュリティ対策の遵守事項や判断基準等を定める。この「管理要綱」と「対策基準」を総称して「情報セキュリティポリシー」という。

この「対策基準」を具体的なシステムや手順、手続きに展開して個別の実施事項を定めるものが「実施手順」である。

#### 【体系図】



#### 【当機構における情報セキュリティ関連文書体系】

大阪市民病院機構	「地方独立行政法人 大阪市民病院機構 情報セキュリティ管理要綱」 「地方独立行政法人 大阪市民病院機構 情報セキュリティ対策基準」
総合医療センター	「大阪市立総合医療センター 病院情報システム 運用管理要綱」 「大阪市立総合医療センター 病院情報システム 情報セキュリティ実施手順」
十三市民病院	「大阪市立十三市民病院 病院情報システム 運用管理要綱」 「大阪市立十三市民病院 病院情報システム 情報セキュリティ実施手順」

### 2. 国のガイドライン等との関係

運用にあたっては、以下に掲げる国のガイドライン等との整合性を確保し、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）
- 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（経済産業省）

### 3. 個人情報保護との関係

個人情報については、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、地方独立行政法人大阪市民病院機構 個人情報漏えい事故防止マニュアルに定められた内容を遵守して取り扱うものとする。